



1年生 交通安全教室

4月25日(火)、1年生の交通安全教室を実施しました。東金警察交通課の警察官と東金交通安全協会の指導員の方々を講師にお招きし、自転車点検の方法や自転車運転時の安全確認の方法などをご指導いただきました。

グラウンドでは、自転車の前かごに水の入ったペットボトルをたくさん載せて、並べたカラーコーンをスラローム走行しました。重たい荷物を前かごに入れて自転車を運転することは、大変危険だということがわかりました。

ご指導いただいたことをしっかりと身につけ、安全な登下校ができることを願っています。



※千葉県条例で、令和4年7月1日から自転車保険への加入が義務化されています。また、道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日から全ての年齢で自転車乗車中のヘルメット着用が努力義務化されました。

東金市防災メール

東金市では、災害時の緊急情報や行政情報を伝えるため、防災行政無線の内容を携帯電話やスマートフォンにメール配信するサービスを行っています。東金市外にいるときでも情報が手元に届くので、登録しておくのが便利です。

右のQRコードから空メールを送信し、登録することができます。



就学費の援助について

東金市教育委員会では、小中学校の児童・生徒のみなさんが円滑に義務教育を受けられるようにするため、経済的理由などでお困りのご家庭に「学用品費」や「給食費」などの援助を行っています。

【対象者】

市内小・中学校に通学するお子さんの保護者で次の1~3のいずれかに該当し、前年中の収入額等の合計額が生活保護基準額※の1.3倍以下の方。(基準額を超える収入がある方は対象となりません)

1. 生活保護を受けている方
2. 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた方
 - ア 生活保護の停止又は廃止
 - イ 市民税の非課税又は減免、個人の事業税の減免、固定資産税の減免
 - ウ 国民年金の掛金の減免
 - エ 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予
 - オ 児童扶養手当の支給
 - カ 生活福祉資金の貸付
3. 2以外の方で、次のいずれかに該当する方
 - ア 職業が不安定で、経済的に児童生徒を就学させることが困難である方
 - イ 経済的理由による欠席日数が多い方

基準額の目安

家族人数	2人	3人	4人	4人
家族構成(例)	父または母と小学生1人	父または母と小学生2人	父または母と小学生2人、中学生1人	父および母と小学生2人
基準額	275万円	342万円	415万円	364万円

※世帯の人数、年齢、家賃の額などの諸条件によって算出されるため、世帯によって金額が異なります。

詳しくは、東金市ホームページをご覧ください。 →→→→→→→→
 【問い合わせ：東金市教育委員会学校教育課学事係 50-1184】

